

ときがわ町 告示第131号

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見があるときは、縦覧期間が完了する日までに意見書を提出することができる。

令和8年10月9日

ときがわ町長 前 田



1 縦覧期間

自 令和8年10月9日（金）

至 令和8年10月23日（金）

2 縦覧場所

ときがわ町役場第二庁舎 農林環境課内